

三田州市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 (徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</p>
<p>第8条から第17条まで 削除</p>	<p>第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入する方法とする。</p> <p>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p> <p>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該</p>

当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

第10条 削除

(職権による換価の猶予の手続等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。)をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)において分割する方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。)をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)において分割する方法とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の

(公示送達)

第 18 条 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 20 条の 2 の規定による公示送達は、三田市公告式条例(昭和 31 年三田町条例第 12 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第 18 条の 2～第 22 条 省略
(市民税の納税義務者等)

第 23 条 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 47 条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 31 条第 2 項の表第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第 24 条～第 30 条 省略
(均等割の税率)

維持が困難となる事情の詳細

(2) 第 9 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、第 9 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

6 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 9 条第 1 項第 6 号に掲げる事項

(2) 第 9 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

(3) 第 6 項第 3 号に掲げる事項

7 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する期間は、20 日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第 13 条 法第 16 条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 14 条から第 17 条まで 削除

(公示送達)

第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、三田市公告式条例(昭和 31 年三田町条例第 12 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

第 18 条の 2～第 22 条 省略
(市民税の納税義務者等)

第 23 条 省略

2 省略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 31 条第 2 項の表第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第 24 条～第 30 条 省略
(均等割の税率)

第 31 条 省略	
2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。	
法人の区分	税額
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額60,000円
(2)～(9) 省略	
3～4 省略	
以下省略	

第 31 条 省略	
2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。	
法人の区分	税額
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表、第4項及び第34条の4の2において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額60,000円
(2)～(9) 省略	
3～4 省略	
以下省略	

三田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条 省略 (用語)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))</u>(法人番号を有しない者にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地及び名称</u>)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が</p>	<p>第 1 条 省略 (用語)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名<u>又は名称並びにその納付すべき徴収金額</u>その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が</p>

作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

第3条～第36条 省略

(市民税の申告)

第36条の2 省略

2～7 省略

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3～第63条 省略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

2 省略

第63条の3～第88条 省略

(軽自動車税の減免)

第89条 省略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付

作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。

第3条～第36条 省略

(市民税の申告)

第36条の2 省略

2～7 省略

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3～第63条 省略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) 省略

2 省略

第63条の3～第88条 省略

(軽自動車税の減免)

第89条 省略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付

し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 省略

3 省略

第90条～第139条の2 省略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 省略

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(3) 省略

3 省略

第140条～第148条 省略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 省略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 省略

3 省略

第90条～第139条の2 省略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 省略

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(3) 省略

3 省略

第140条～第148条 省略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若

(2)～(3) 省略

第150条～第151条 省略

付 則(平成 27 年三田市条例第 30 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 33 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 4 項の改正規定並びに付則第 3 条第 1 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (2) 第 23 条第 2 項の改正規定並びに付則第 4 条第 1 項及び第 16 条の 2 の改正規定並びに次条、付則第 3 条第 3 項及び第 6 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (3) 第 2 条第 3 号及び第 4 号、第 36 条の 2 第 8 項、第 51 条第 2 項各号、第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号、第 74 条の 2 第 1 項第 1 号、第 89 条第 2 項第 2 号、第 90 条第 2 項第 1 号、第 139 条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 149 条第 1 号の改正規定並びに付則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号、第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号並びに第 13 条の 4 第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の改正規定並びに付則第 3 条第 2 項及び第 4 項、第 4 条、第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

以下省略

しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)～(3) 省略

第150条～第151条 省略

付 則(平成 27 年三田市条例第 30 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 33 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 4 項の改正規定並びに付則第 3 条第 1 項の規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (2) 第 23 条第 2 項の改正規定並びに付則第 4 条第 1 項及び第 16 条の 2 の改正規定並びに次条、付則第 3 条第 3 項及び第 6 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (3) 第 36 条の 2 第 8 項、第 51 条第 2 項各号、第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号、第 74 条の 2 第 1 項第 1 号、第 89 条第 2 項第 2 号、第 90 条第 2 項第 1 号、第 139 条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 149 条第 1 号の改正規定並びに付則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号、第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号並びに第 13 条の 4 第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の改正規定並びに付則第 3 条第 2 項及び第 4 項、第 4 条、第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日

以下省略